

「北九州市犯罪被害者等支援検討会」における審議経過等について

1 目的

北九州市における犯罪被害者等支援施策の検討にあたり、有識者の専門的見地からの意見を聴取する。

2 会議種別 市政運営上の会合

3 構成員 (50音順、敬称略)

氏名	所属等
浦 尚子	福岡犯罪被害者支援センター 理事長
二宮 正人 【座長】	北九州市立大学 法学部 教授
東 敦子	福岡県弁護士会
松田 啓冴	北九州市立大学 法学部 3年 防犯・防災プロジェクト「MATE's」リーダー
森川 友子	九州産業大学 人間科学部 教授
渡邊 友香	福岡県警察 被害者支援・相談課 犯罪被害者支援係長

4 検討会の開催状況等

(1) 第1回 令和7年6月30日

議題：北九州市の犯罪被害者等への支援の方向性について

- ・北九州市において、特化条例を制定する必要性・意義
- ・北九州市において、今後、充実すべき支援制度

(2) 第2回 令和7年7月29日

議題：北九州市の犯罪被害者等への支援の方向性について

- ・「(仮称)北九州市犯罪被害者支援条例」の骨子案
- ・支援メニューの検討

政令市における犯罪被害者等支援条例の制定状況等

区分	条例名	施行日	条例				備考
			特化	実効	安全 安心	なし	
札幌市	札幌市犯罪被害者等支援条例	令和7年4月1日	○				札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例
仙台市	仙台市犯罪被害者等支援条例	令和6年10月4日	○				
さいたま市	さいたま市犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○				
千葉市	千葉市犯罪被害者等支援条例	令和6年4月1日	○				
川崎市	川崎市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○				
横浜市	横浜市犯罪被害者等支援条例	平成31年4月1日	○				
相模原市	相模原市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○				
新潟市	新潟市犯罪被害者等支援条例	令和4年8月1日	○				新潟市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例
静岡市	静岡市犯罪等に強いまちづくり条例	平成22年4月1日 (令和6年4月1日 一部改正)		○			
浜松市	浜松市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○				
名古屋市	名古屋市犯罪被害者等支援条例	平成30年4月1日	○				
京都市	京都市犯罪被害者等支援条例	平成23年4月1日	○				
大阪市	大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例	令和2年4月1日	○				
堺市	堺市犯罪被害者等支援条例	平成25年4月1日	○				
神戸市	神戸市犯罪被害者等支援条例	平成25年4月1日 (平成30年7月1日 一部改正)	○				
岡山市	岡山市犯罪被害者等基本条例	平成23年4月1日	○				
広島市	広島市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○				
北九州市	北九州市安全・安心条例	平成26年7月1日			○		
福岡市	—	—				○	
熊本市	熊本市犯罪被害者等支援条例	令和5年9月27日	○				

他の政令市と北九州市の支援策の比較

犯罪被害者等基本法条項	他の政令市（19市）で実施している支援	北九州市で実施している支援		国・県・警察等が実施している支援
第2章 基本的施策（第11条～第23条）	※（ ）はR7.4.1時点実施数	対象：犯罪被害者等	対象：犯罪被害者等に限らない（一般施策）	対象：犯罪被害者等【セ】…サポートセンター、支援センター
第11条 相談及び情報の提供等	相談窓口の設置 (11)	・「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県、福岡市と共同で設置・運営。		【県警】 【セ】
	法律相談 (5)			【セ】 【県弁護士会】
	その他		・自立相談支援	【県警】被害者支援要員による各種支援
第12条 損害賠償の請求についての援助等	見舞金（賠償が受けられないとき） (1)			
第13条 給付金の支給に係る制度の充実等	見舞金 (19)	・見舞金（遺族：30万円、重傷病：10万円、性犯罪被害：10万円）		【国】犯罪被害者等給付金【県】見舞金
	ホームヘルプサービス（家事・介護） (14)		・家事支援（ヘルパー、業者委託）	
	配食サービス (11)			
	一時保育支援 (13)			
	その他 ・教育関係費（家庭教師等）助成 ・奨学金の返還支援 (4)		・母子父子寡婦福祉資金貸付金制度 ・要保護及び準要保護児童生徒就学援助費	
第14条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	カウンセリングの提供、助成 (11)			【県警】カウンセリング費用
	精神医療費用助成 (5)			【県】精神科医療費
	その他		・ひとり親家庭等医療費助成制度	【県警】初診料、処置料、診断書料【県】 【県警】産婦人科医療費
第15条 安全の確保	一時避難場所の提供、助成 (11)		・母子生活支援施設 ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業	【県警】一時避難場所を確保できない場合の宿泊費
	その他		・特別な事情による通学支援	
第16条 居住の確保	転居費用助成 (14)			
	ハウスクリーニング費用助成 (4)			【県警】ハウスクリーニング料
	家賃助成 (2)			
	市営住宅のあっせん (10)	・市営住宅への優先入居		
	市営住宅の目的外使用 (9)	・市営住宅の一時使用許可		
第17条 雇用の安定	就労準備金の助成、就労あっせん 等 (1)		・母子家庭等就業・自立支援事業 ・就労相談窓口	
第18条 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等	裁判傍聴にかかる旅費補助 等 (2)			【県】
第19条 保護、捜査、公判等の過程における配慮等	各種手続きのワンストップ化 (3)			
	その他			
第20条 国民の理解の増進	広報・啓発 (17)		・安全・安心に関する情報の提供	【国】 【県】 【県警】
第21条 調査研究の推進等	調査研究			
第22条 民間の団体に対する援助	早期援助団体等、民間団体への支援 (15)			
第23条 意見の反映及び透明性の確保	意見要望把握、施策への反映 (12)		・安全・安心推進会議での効果検証	

●第1回検討会の主な意見

(1) 北九州市において犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定する必要性・意義

- ・北九州市には安全・安心条例があるが、被害者に特化した条例が出来ると、被害者への支援と加害者を生まない社会づくりという両輪の支援体制が整うことになる。
- ・支援が必要な犯罪が多いように感じており、特化条例を制定し、犯罪被害者を支援する機運が高まればと思う。
- ・特化条例を制定することで、実際やっていることを市民にお知らせして安心していただけることは非常に良いこと。二次被害防止に向けた教育もしやすくなる。
- ・それぞれの部署で行っていた支援が、特化条例が制定されることで体系化され、市民に示すことが可能になる。
- ・(特化条例を制定し)情報発信を行うことは、被害を受けていない方に対する安全・安心にも繋がるのではないか。

(2) 北九州市において、今後、充実すべき支援制度

- ・既存制度の活用も可能な限り行うべきではあるが、被害者のニーズ(セキュリティ)の高い転居費用や家賃補助という支援も必要だと考える。
- ・支援に携わる人を増やすだけではなく、携わる人たちの質も確保する必要性がある。研修も必要である。
- ・元の生活を取り戻すための支援が必要で、家事や育児、介護等の生活支援もしっかりと介入すべきである。
- ・子育てをしている家庭の、配食サービスや保育支援も行うべきである。学生を含めた様々な人を活用して行うこともよいことだと考える。
- ・他都市では学生と連携する条文が入っていた。人材育成において盛り込むことを検討しては。
- ・一時的ではなく、長期的な支援も必要ではないか。
- ・国や県との役割分担は必要。

「(仮称)北九州市犯罪被害者等支援条例」の制定についての方向性

1 条例制定の背景

(1) 国の動向

- ・犯罪被害者等施策推進会議（会長：内閣総理大臣）（令和5年6月）
「犯罪被害者等施策の一層の推進について」に基づき、5つの取組の実施を決定。その内の一つに「地方における途切れない支援の提供体制の強化」が挙げられる。
- ・国の有識者検討会（令和6年4月）
「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」が取りまとめを行い、地方公共団体に対し、「市区町村の実情に応じ、犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスを導入・提供」「特化条例等の制定」等が求められる。
- ・警察庁（令和6年7月）
地方公共団体に対し、「地方における途切れない支援の提供体制の強化について」を発出し、犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定や支援制度の一層の充実強化を要請。

(2) 福岡県の動向

平成30年3月に「福岡県犯罪被害者等支援条例」を制定し、「市町村の責務」として、「地域の実情に応じた犯罪被害者等支援施策を策定し、及び実施する」と規定。

(3) 北九州市の現状

平成26年7月に制定した「北九州市安全・安心条例」に、「犯罪被害者等に対する支援体制の充実に務める」と規定し、その行動計画に基づき、取組を進めている。

2 経緯

国や福岡県、他都市の動向も踏まえ、令和7年4月に、「北九州市犯罪被害者等見舞金制度」を創設した。

また、北九州市における更なる犯罪被害者等への支援施策の検討にあたり、令和7年6月に「北九州市犯罪被害者等支援検討会」を開催（令和7年度中に3回開催予定）し、北九州市の課題や支援の方向性等について、有識者の専門的見地からの意見を聴取している。

3 北九州市の課題

- ・北九州市では、犯罪被害者等に特化した支援施策をあまり実施できていない（一般施策により対応している）。一般施策では、被害者のニーズに合った支援が受けられない場合もある。
- ・福岡県による支援は、専門の相談員による相談や付添い支援を継続的に行っているものの、経済的支援は、見舞金など一時的なものに限られている。また、県警察による支援は、初期的なものが中心であり、長期的支援は困難である。
- ・被害者等支援に携わる人材が不足している。
- ・二次的被害防止に向けた教育が不足している。

4 支援の方向性

- (1) 特化条例の制定により、基本理念及び支援の基本となる事項を定める
- (2) 被害者等のニーズの高い経済的支援メニューの実施

- (3) 途切れない支援による長期間にわたる安心感の醸成
- (4) 大学等と連携した人材の育成

5 今後のスケジュール（案）

令和7年	6月30日	第1回検討会
	7月29日	第2回検討会
	10～11月	条例制定に関するパブリックコメント手続き
	11月下旬頃	第3回検討会
令和8年	2月	市議会に条例案を提出
	4月 1日	条例施行（予定）

6 「(仮称) 北九州市犯罪被害者等支援条例」 骨子案**(1) 目的**

犯罪等により被害にあった者やその家族、遺族（以下「被害者等」という。）の権利利益を保護し、被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復を図り、市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現する。

(2) 支援の基本理念

- 被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮する。
- 被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行う。
- 被害者等の二次的被害・再被害の発生に留意する。
- 被害者等が置かれている状況やその他の事情に応じて、各主体が相互に連携し、協力して推進する。

(3) 各主体の責務

- 市…支援施策の実施にあたり、関係機関等と連携し、協力して行う。
- 市民等…支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせない、被害者等を地域社会で孤立させないように十分に配慮するよう努める。
- 事業者…従業員が被害者等になったときは、その受けた被害を早期に回復・軽減できるよう、勤務について十分に配慮するよう努める。

(4) 総合的支援体制の整備

- 市は、関係機関等と連携・協力して、総合的な支援体制を整備する。
- 市の支援に関係する部局が相互に連携し、必要な情報の共有を図る。
- 市は、被害者等が犯罪等によって直面している様々な問題について相談に応じ、関係機関等と連携を図り、必要な情報の提供・助言を行う。
- 市は、相談に応じて必要な情報の提供・助言を総合的に行う窓口を設置する。

(5) 支援の内容等

- 市は、被害者等の経済的負担を軽減するため、必要な支援を行う。
- 市は、被害者等が精神的な被害から回復できるよう、必要な支援を行う。
- 市は、日常生活を営むことが困難となった被害者等に対し、必要な支援を行う。
- 市は、従前の住居に住むことが困難となった被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行う。
- 市は、被害者等が二次的被害・再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、必要な支援を行う。
- 市は、被害者等の雇用の安定を図るため、必要な支援を行う。
- 市は、市内に住所を有しない者が市内で被害にあった時は、その者が住所を有する地方公共団体と連携・協力して、必要な情報の提供・助言を行う。

(6) 人材の育成

市は、被害者等の支援を迅速・適切に行う人材を育成するための研修の実施等必要な施策を行う。

(7) 大学等との連携

市は、大学等と連携して、被害者等の支援に関する啓発や、被害者等の支援の推進を担う人材の育成に取り組む。

(8) 民間支援団体との連携・支援

市は、民間支援団体と連携し、被害者等の支援を推進するとともに、活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、市が実施する支援施策に係る情報の提供その他必要な支援を行う。

(9) 広報及び啓発等

市は、被害者等が置かれている状況や、被害者等の支援の必要性、二次的被害・再被害防止の重要性等について市民等の理解を深めるための広報・啓発を行う。

(10) 教育活動の推進

市は、学校、家庭及び地域社会と連携し、被害者等への理解を深め、二次的被害・再被害防止のため必要な教育活動を推進する。

(11) 意見等の反映

市は、被害者等の支援に当たっては、被害者等、有識者その他市民等からの意見、要望等を把握し、支援施策に反映させる。

(12) 支援を行わないことができる場合

市は、被害者等が犯罪等を誘発した場合、その他の被害者等の支援を行うことが社会通念上適切ではないと認められる場合は、被害者等の支援を行わないことができる。

第2回検討会資料

支援メニュー骨子案

支援の方向性	①被害者等のニーズの高い経済的支援メニューの実施 ②途切れない支援による長期にわたる安心感の醸成 ③大学等と連携した人材の育成
--------	---

【凡例】◎：犯罪被害者等に特化した支援あり ○：一般施策で対応可

区分		北九州市	福岡県		他政令市	備考
		現在の支援	警察	県		
相談	相談窓口	◎	◎	◎	11	
	法律相談	○	×	◎	5	
経済的支援	遺族見舞金	◎	×	◎	19	
	重傷病見舞金	◎	×	◎	19	
	性犯罪見舞金	◎	×	×	14	
日常生活支援	ヘルパー	○	×	×	14	
	配食サービス	×	×	×	11	
	一時保育	○	×	×	13	
	教育支援	○	×	×	4	
	就労支援	○	×	×	1 (神戸)	
精神的支援	カウンセリング	×	◎	◎	10	
	精神医療費	×	◎	◎	5	
住居支援	一時避難	○	◎	×	11	
	転居費用	×	×	×	14	
	住居復旧	×	◎	×	4	
	市営住宅	◎	×	×	14	
その他	大学等との連携	×	×	×	1 (京都)	
	防犯設備	×	×	×	1 (神戸)	